

入居利用料金表

1. ユニット型個室

介護サービス費と各種加算

① 介護サービス費 (日/単位)

要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
659 単位	729 単位	802 単位	872 単位	941 単位

② 個別機能訓練加算 (日/単位)

機能維持ができるよう日常生活の中で訓練を行います。	12 単位
---------------------------	-------

③ 栄養マネジメント加算 (日/単位)

栄養ケア計画を立案し、家族の理解を得て開始致します。	14 単位
----------------------------	-------

④ サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (日/単位)

施設内介護職員の「介護福祉士」取得率が50%を超えております。	12 単位
---------------------------------	-------

⑤ 看護体制加算(Ⅰ)(Ⅱ) (日/単位)

基準値以上の看護師の配置を行っております。	12 単位
-----------------------	-------

⑥ 夜間職員配置加算(Ⅱ) (日/単位)

基準値以上の夜勤介護職員の配置を行っております。	18 単位
--------------------------	-------

⑦ 介護職員処遇改善加算 (日/単位)

要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
18 単位	20 単位	22 単位	24 単位	25 単位

⑧ 地域加算 (日/単位)

札幌市は「乙地」となります。	× 10.14
----------------	---------

A ①～⑧の合計金額 (日/金額)

要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
756 円	829 円	905 円	978 円	1,049 円

B 居住費と食費 (日/金額)

保険料階層	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階以上
居住費	820 円	820 円	1,310 円	2,140 円
食費	300 円	390 円	650 円	1,380 円
合計	1,120 円	1,210 円	1,960 円	3,520 円

【注意点】

∴ A+B (要介護度と保険料段階での一覧) (日額)

	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階以上
要介護1	1,876 円	1,966 円	2,716 円	4,276 円
要介護2	1,949 円	2,039 円	2,789 円	4,349 円
要介護3	2,025 円	2,115 円	2,865 円	4,425 円
要介護4	2,098 円	2,188 円	2,938 円	4,498 円
要介護5	2,169 円	2,259 円	3,009 円	4,569 円

∴ A+B (要介護度と保険料段階での一覧) (月額/30日)

	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階以上
要介護1	56,280 円	58,980 円	81,480 円	128,280 円
要介護2	58,470 円	61,170 円	83,670 円	130,470 円
要介護3	60,750 円	63,450 円	85,950 円	132,750 円
要介護4	62,940 円	65,640 円	88,140 円	134,940 円
要介護5	65,070 円	67,770 円	90,270 円	137,070 円

2. その他（該当者の方のみ加算されます）：介護職員処遇改善加算を含む

① 初期加算	(1日につき)
入所又は退院後に加算されます。(30日に限り)	31 単位 32 円
② 療養食加算	(1日につき)
医師からの指示にて疾患治療として発行された食事箋に基づき提供致します。	24 単位 25 円
③ 外泊時費用	(1日につき)
病院又は外泊を認めた場合にかかります。(月6日間迄)	252 単位 256 円
④ 看取り介護加算1	(1日につき)
	82 単位 84 円
⑤ 看取り介護加算2	(1日につき)
	697 単位 707 円
⑥ 看取り介護加算3	(1日につき)
	1,312 単位 1,331 円

食費・滞在費の利用者負担のご案内

■介護保険負担限度額認定

施設サービス・短期入所サービスの食費・滞在費（居住費）については施設と利用者の契約に基づく費用をご利用者様が全額負担します。

この負担額をご利用者様ご本人が属する世帯所得によって差があり、世帯の年間収入が一定額以下の方には段階別3段階の軽減措置があります。

対象となるのは主に、市町村民税が非課税の世帯の方を対象としています。

市町村への申請をし、介護保険負担限度額認定証を交付された方が軽減対象となります。

なお、軽減措置が認定された際のご利用料金につきましては料金表を参照してください。

■高額介護サービス費

介護保険では利用者負担段階に応じて、介護保険対象分の負担金額に上限額が設けられています。

お住まいの区役所への申請により、上限額を超えた場合、規定額を超えた額が払い戻されます。

なお、高額介護サービス費は世帯単位での設定となりますが、非課税の方に関しては所得に応じて、個人単位の上限額が設定されます。

上限額につきましては以下を参照してください。

利用者負担段階	負担上限額
第4段階	世帯：37,200円
第3段階	世帯：24,600円
第2段階	個人：15,000円
第1段階	世帯：15,000円
	個人：15,000円

(月単位)

■社会福祉法人等による低所得者負担の軽減

市町村民税非課税世帯で以下の条件が全て該当となる方の場合、生計が困難なものと市町村が認めた場合、ご利用負担が軽減される場合があります。

- ① 年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること
- ② 預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること
- ③ 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと
- ④ 負担能力のある親族に扶養されていないこと
- ⑤ 介護保険料を滞納していないこと

※なお、軽減の程度は利用者負担分（介護保険の1割・食費・居住費）の4分の1が基本原則とされていますが、詳細は市町村が申請者個別に決定を下し、利用者負担軽減認定証に記載された金額が対象となります。

上記の「介護保険負担限度額認定」・「高額サービス費」・「社会福祉法人などによる低所得者負担の軽減」に関しては、施設のソーシャルワーカーまでお尋ねください。

社会福祉法人 北志会
特別養護老人ホーム

らいらく



(011) 591-9000

ご見学をご希望される方はお気軽にお問い合わせ下さい